

三 当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第七項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該農業相続人が有する準農地が第二十項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該農業相続人が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

21 前項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

22 27 省 略

28 第一項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する納税猶予分の相続税の全部につき同項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、同項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けたい旨及び同項の規定の適用を受ける特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

29 省 略

30 第二十八項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する納税猶予分の相続税（既に第七項又は第八項の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税及び特定農地等に係る相続税を除く。第三十四項並びに第三十五項第一号及び第五号において同じ。）については、第一項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該納税猶予分の相続税に係る農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

三 当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第七項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該農業相続人が有する準農地が第二十項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日とする。以下この項において同じ。）において当該農業相続人が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

21 前項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

22 27 同 上

28 第一項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する納税猶予分の相続税の全部につき同項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、同項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けたい旨の届出書（同項の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その適用を受けたい旨及び当該特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

29 同 上

30 第二十八項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する納税猶予分の相続税（既に第七項又は第八項の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税及び特定農地等に係る相続税を除く。第三十五項並びに第三十六項第一号及び第五号において同じ。）については、第一項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該納税猶予分の相続税に係る農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

31 第二十八項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける農業相続人（同項

31| 省略

32| 第七十条の四第二十六項の規定は、第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二十六項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項、第二十四項又は前項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十項又は第三十一項」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「租税特別措置法第七十条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

33| 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における相続税法第三十八条、第四十一条及び第五十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項ただし書、第七項、第八項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十項又は第三十一項の規定に該当する相続税及び第三十五項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

二・三 省略

34| 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号（当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人にあつては、第一号から第三号まで。以下この項において同じ。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたとき（その該当することとなつた日前に第一項ただし書又は第三十項の規定の適用があつた場合及び同日前に第三十一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、当該各号に定める相続税は、政令で定めるところにより、免除する。

一〜四 省略

35| 第一項の規定の適用を受けた農業相続人は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する相続税の額を基礎とし、当該相続税に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間の月数に及び、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶

の規定の適用を受ける特例農地等のうちに都市営農農地等を有する者を除く。）が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合には、その提供している期間に限り、適用しない。

32| 同上

33| 第七十条の四第二十六項の規定は、第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二十六項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項、第二十四項又は前項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十項又は第三十二項」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「租税特別措置法第七十条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

34| 同上

一 第一項ただし書、第七項、第八項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十項又は第三十二項の規定に該当する相続税及び第三十六項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

二・三 同上

35| 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号（当該特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人にあつては、第一号から第三号まで。以下この項において同じ。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたとき（その該当することとなつた日前に第一項ただし書又は第三十項の規定の適用があつた場合及び同日前に第三十二項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、当該各号に定める相続税は、政令で定めるところにより、免除する。

一〜四 同上

36| 同上

予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税を、当該各号に規定する相続税の額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一五 省略

六 第三十一項の規定の適用があつた場合 同項に規定する納税猶予分の相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

36| 省略

37| 省略

38| 省略

39| 省略

（農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例）

第七十条の七 省略

2 省略

3 前条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第三十五項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該農業相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

4 省略

（事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税）

第七十一条の四 事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が課税時期において有する土地等で次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第一号に規定する貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第二号に規定する賦払が完了したものを除く。）のうち、当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡することが予定されているものとして財務省令で定めるもの（次項において「集団化等事業用地」という。）については、当該事業協同組合等には、地価税を課さない。

一 当該事業協同組合等が高度化事業（中小企業総合事業団法及び機械類信用保

一五 同上

六 第三十二項の規定の適用があつた場合 同項に規定する納税猶予分の相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

37| 同上

38| 同上

39| 同上

40| 同上

（農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例）

第七十条の七 同上

2 同上

3 前条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第三十六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該農業相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

4 同上

（事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税）

第七十一条の四 同上

一 当該事業協同組合等が高度化事業中小企業総合事業団法及び機械類信用保

限法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）第二十一条第一項第二号イ若しくはロ又は旧中小企業総合事業団法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号。以下この号において「旧中小企業事業団法」という。）第二十一条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをいう。）に係る高度化資金貸付け（廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。）若しくは旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業事業団（以下この号において「旧中小企業事業団」という。）又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。）を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲（旧中小企業総合事業団若しくは旧中小企業事業団又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号ロ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。）の対価の額を賦払の方法により支払うこととして、当該土地等を取得したこと。

二 省 略

2・3 省 略

（住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減）

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅

法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）第二十一条第一項第二号イ若しくはロ又は旧中小企業総合事業団法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号。以下この号において「旧中小企業事業団法」という。）第二十一条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをいう。）に係る高度化資金貸付け（廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。）若しくは旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業事業団（以下この号において「旧中小企業事業団」という。）又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。）を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲（旧中小企業総合事業団若しくは旧中小企業事業団又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号ロ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。）の対価の額を賦払の方法により支払うこととして、当該土地等を取得したこと。

二 同 上

2・3 同 上

（住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減）

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの（以下第七十四条までにおいて「住宅用家屋」という。）を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅

用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条において同じ。）に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。）が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときは、その貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条において同じ。）に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十四条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。以下この条において同じ。）が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときは、その貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地又は開墾して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地の買入れをした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2) 農業経営基盤強化促進法第二十三條第四項に規定する特定農業法人が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第二十七條の三第三項の特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議により、政令で定める区域内において、当該協議に係る特定遊休農地(同法第二十七條の二第一項の特定遊休農地をいう。)の取得をした場合には、当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の八とする。

(利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七條 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、政令で定める区域内において、同條第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る同法第十九條の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の八とする。

(農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十八條 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八條第一項各号に掲げる資金又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九條第一項第四号に規定する資金(政令で定めるところに限る。)の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八條第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず

(農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十七條 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る農業経営基盤強化促進法第十九條の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の八とする。

(農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十八條 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八條第一項各号に掲げる資金又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九條第一項第四号に規定する資金(政令で定めるところに限る。)の貸付けを受け、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間にこれらの資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農林漁業金融公庫法第十八條第一項に規定する農林漁業者に対し貸付けをした場合には、その貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該農林漁業者に対する貸付けの日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず

、千分の一・五とする。

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場
合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 省 略

2 農業協同組合が、平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、農業協同組合法第七十条第一項の規定により当該農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の四

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の二

三 省 略

3 前項の場合において、農業協同組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

、千分の一・五とする。

(農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場
合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 同 上

2 農業協同組合が、平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、農業協同組合法第七十条第一項の規定により当該農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の二

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

三 同 上

3 農林中央金庫が、水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十五号)の施行の日から平成十七年十二月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に、再編強化法第二条第四項第四号に規定する特定漁業協同組合等から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡により不動産若しくは船舶に関する権利を取得した場合又は再編強化法第二条第四号に規定する信用漁業協同組合連合会若しくは同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会が、適用期間内に同項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合から水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けて同条第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産若しくは船舶に関する権利を取得した場合には、これらの不動産又は船舶に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の二

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一

4・5 省略

6 森林組合が、平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、森林組合法第八條の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転の登記 千分の四
- 二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の二
- 三 省略

7 前項の場合において、森林組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

(商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八條の三 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成十九年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下この条において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成十九年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

3 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成十九年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登記又は登録に係る

- 三 不動産の質権又は抵当権の移転の登記 千分の一
 - 四 船舶の抵当権の移転の登記 千分の一
- 4・5 同上

6 森林組合が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、森林組合法第八條の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転の登記 千分の二
- 二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一
- 三 同上

(商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八條の三 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八條第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下この条において同じ。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

3 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登記又は登録に係る

録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八十一条第一号に掲げる業務

二 四 省 略

（農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記の税率の軽減）

第八十条の四 農業信用基金協会が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に農業信用保証保険法第四十八条の九第三項に規定する主務大臣の認可を受けて同条第一項の規定により事業の譲渡を行った場合には、当該事業の譲渡のうち保証事業（同法第八十一条第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業をいう。次項において同じ。）の譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認可があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

2 前項の場合において、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同項の認可があつたときは、当該認可に係る保証事業の譲渡に係る不動産の抵当権の移転の登記については、同項中「千分の一・五」とあるのは、「千分の一」とする。

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 省 略

2・3 省 略

4 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第八十条（第一号から第四号までを除く。）、第八十条の二第二項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の三第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第五号、第八十条の二第二項第五号並びに第八十条の三第一項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

（関西国際空港株式会社等の登記の免税）

第八十二条 省 略

録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八十一条第一号に掲げる業務

二 四 同 上

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 同 上

2・3 同 上

4 株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第八十条（第一号から第四号までを除く。）、第八十条の二第二項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第五号、第八十条の二第二項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

（関西国際空港株式会社等の登記の免税）

第八十二条 同 上

(認定民間都市再生事業計画等に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。以下第四項までにおいて同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下第四項までにおいて同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を

31 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が、同法の施行の日の翌日から平成十七年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 株式会社の資本の増加

二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地（これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。）並びに中部国際空港の設置及び管理に関する法律第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の保存

(民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地である土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

(認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条の二 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受け

受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

24 省 略

5) 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が、認定民間都市再生整備事業計画（民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。次項において「都市再生特別措置法等の一部改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する日の翌日から平成十九年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第六十四条第一項又は第六十六条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第六十七条に規定する認定整備事業計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき特定民間都市再生整備事業（同法第六十七条に規定する都市再生整備事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整備事業の同法第六十三条第二項第一号に規定する整備事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

6) 前項の場合において、都市再生特別措置法等の一部改正法附則第一条ただし書に規定する日の翌日から平成十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生整備事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の八」とあるのは、「千分の七」とする。

7) 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が、認定民間都市再生整備事業計画に基づき特定民間都市再生整備事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

8) 認定民間都市再生整備事業計画に係る特定民間都市再生整備事業の都市再生特別措置法第六十三条第二項第一号に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生整備事業計画に基づき、当該認定民間都市再生整備事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整備事業を実施する同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構（以下この項において「認定整備事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定整備事業者等から当該認定民間都市再生整備事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に

るもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

24 同 上

供されている土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

(独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)
第八十三条の二 省 略

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)
第八十三条の三 省 略

2・3 省 略

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)
第八十四条の三 次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)
第八十三条の三 同 上

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)
第八十三条の四 同 上

2・3 同 上

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)
第八十四条の三 同 上

独立行政法人奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十一号)附則第六条第一項
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)附則第九条第一項及び第十条第一項
独立行政法人海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百八十五号)附則第二条第一項
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十

独立行政法人鉄道建設・運輸	独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項及び第四条第一項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項

同上	同上	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報処理推進機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人科学技術振興機構	欄
同上	同上	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第四条第一項及び第五条第一項	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第三条第一項	独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百十八号）附則第二条第一項	五年法律第九十五号）附則第八条及び第十条第一項

施設整備支援機構	機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二條第一項及び第三條第一項
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）附則第二條第一項及び第三條第一項
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三條第一項

2 省略

3| 省略
4| 省略

(不動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例)

第八十四条の四 個人又は法人が、登録免許税法別表第一第八号の二の不動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定について次の各号に掲げる登記（第二号に掲げる登記にあつては、同号の債権又は同号の質権の目的とされた債権の個数が五

同上	同上
独立行政法人理化学研究所	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二條第一項
放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三條に規定する放送大学学園	放送大学学園法附則第三條第一項

2 同上

- 3| 日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）附則第十一條の規定により日本環境安全事業株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第八條の規定により環境事業団が行う出資に係る財産の給付に伴い日本環境安全事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 4| 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第九條の規定により成田国際空港株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第六條の規定により新東京国際空港公団が行う出資に係る財産の給付に伴い成田国際空港株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 5| 同上
- 6| 同上

第八十四条の四 削除

千個以下であるものに限る。)を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 動産の譲渡の登記 一件につき七千五百円

二 債権の譲渡又は質権の設定の登記 一件につき七千五百円

三 前二号に掲げる登記の存続期間を延長する登記 一件につき三千円

2 前項の債権又は質権の目的とされた債権の個数の算定方法は、財務省令で定める。

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十八年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第三章及び第八十七条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一 四 省 略

2 省 略

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十八年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき六千円とする。

2 省 略

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定石炭」

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十七年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第三章及び第八十七条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一 四 同 上

2 同 上

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十七年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき六千円とする。

2 同 上

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定石炭」

という。)を、保稅地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、平成十九年三月三十一日までに、その保稅地域の所在地の所轄稅關長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭稅を免除する。

一〇三 省略

214 省略

(石油アスファルト等に係る石油石炭稅の還付)

第九十條の六の二 課稅済みの原油等又は關稅定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭稅課稅済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。)から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する稅務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十九年三月三十一日までに、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課稅済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課稅済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭稅額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭稅の納稅者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭稅を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

216 省略

例) (特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料稅の稅率の特

という。)を、保稅地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、平成十七年三月三十一日までに、その保稅地域の所在地の所轄稅關長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭稅を免除する。

一〇三 同上

214 同上

(石油アスファルト等に係る石油石炭稅の還付)

第九十條の六の二 課稅済みの原油等又は關稅定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭稅課稅済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。)から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する稅務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十七年三月三十一日までに、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課稅済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課稅済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭稅額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭稅の納稅者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭稅を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

216 同上

例) (特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料稅の稅率の特

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定に

より指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成十九年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定に

より指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成十七年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率により計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、平成十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十九年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

7・8 省略

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 六 省略

（都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税）

第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第五十一条の五に規定する後期課程に限る。）盲学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。以

5 沖縄路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

7・8 同上

（不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 六 同上

（約束手形に係る印紙税の税率等の特例）

第九十一条の二 平成八年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第三号に掲げる約束手形（同号の課税標準及び税率の欄1に掲げる手形に該当するものに限る。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一通

下雙學校及び養護学校について同じ。）、雙學校及び養護学校並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校（同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。

（株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税）

第九十一条の四 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた同法第二百八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議（株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は同法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百一十一条第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 三 省 略

2 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第一項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の議決に基づき平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出

につき、五千円とする。

一 当該約束手形が事業に必要な資金を調達するために法人が作成するもの（財務省令で定めるものに限る。）であること。

二 当該約束手形の手形金額が一億円以上であること。

三 当該約束手形が確定日払のもので、その振出しの日から満期までの期間が政令で定める期間であること。

2 前項の規定は、同項各号に掲げる要件のいずれにも該当する約束手形の作成を開始することにつき政令で定めるところにより当該約束手形を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、財務省令で定める表示がされたもの限り、適用する。

（株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税）

第九十一条の四 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた同法第二百八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議（株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は同法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百一十一条第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 三 同 上

2 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第一項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の議決に基づき平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出

資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

3 省 略

（利子税の割合の特例）

第九十三条 省 略

2 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特例基準割合（各分納期間の開始の日の属する月の二月前の月の末日を経過する時における前項に規定する商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一 省 略

二 第七十条の六第三十三項第三号

三 六 省 略

3 省 略

4 第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項に規定する利子税の年六・六パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の年六・六パーセントの割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 省 略

（事務の区分）

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

3 同 上

（利子税の割合の特例）

第九十三条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 第七十条の六第三十四項第三号

三 六 同 上

3 同 上

4 第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十六項に規定する利子税の年六・六パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の年六・六パーセントの割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 同 上

（事務の区分）

第九十七条 同 上